

---

## 第2回 大山町議会定例会会議録（第5日）

平成25年3月15日（金曜日）

---

### 議事日程

平成25年3月15日（金曜日）午前9時30分開議

#### 1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 大山町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 10号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 11号 大山町指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 12号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 13号 大山町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 14号 大山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 15号 大山町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 16号 大山町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 17号 大山町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 18号 浜ノ上第二駐車場条例の制定について
- 日程第 13 議案第 19号 大山町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 14 議案第 20号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 21号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 22号 大山町公共下水道事業大山処理区域受益者分担金徴収条例の

一部を改正する条例について

- 日程第 17 議案第 23 号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和处理区域・中高所子  
処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 24 号 大山町地下水保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 25 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 20 議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 21 議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 28 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 23 議案第 29 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 30 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 25 議案第 31 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 32 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
- 日程第 27 議案第 33 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 34 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 35 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 30 議案第 36 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 議案第 37 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 32 議案第 38 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 39 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 40 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 41 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 42 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 43 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 44 号 平成 25 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 39 議案第 60 号 不動産売買契約の締結について
- 日程第 40 議案第 61 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 41 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 42 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 43 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書
- 日程第 44 陳情第 2 号 安倍内閣に T P P（環太平洋連携協定）への参加断念を  
求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第 45 陳情第 3 号 年金 2.5%の削減中止を求める陳情
- 日程第 46 陳情第 4 号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」の意見書提出を  
国に求める陳情書
- 日程第 47 発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第 48 大山恵みの里構想調査特別委員会の調査報告について  
 日程第 49 閉会中の継続審査について（総務常任委員会 平成 24 年陳情第 11 号）  
 日程第 50 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）  
 日程第 51 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）  
 日程第 52 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）  
 日程第 53 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（18名）

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壊 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 鹿 島 功
17 番 西 山 富 三 郎	18 番 野 口 俊 明

### 欠席議員（なし）

### 欠 員（1名）

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照      書記 …………… 中 井 晶 義

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範      教育長 …………… 山 根 浩  
 副町長 …………… 小 西 正 記  
 教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠  
 総務課長兼住民生活課長 …………… 酒 嶋 宏  
 社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫      中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴

幼児教育課長	……………林 原 幸 雄	大山支所総合窓口課長	門 脇 英 之
企画情報課長	……………野 間 一 成	税務課長	……………小 谷 正 寿
建設課長	……………池 本 義 親		
農林水産課長兼農業委員会事務局長	……………	山 下 一 郎	
水道課長	……………野 坂 友 晴	福祉介護課長	……………戸 野 隆 弘
観光商工課長	……………福 留 弘 明	保健課長	……………後 藤 英 紀
観光商工課参事	……………齋 藤 淳	人権推進課長	……………澤 田 勝
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長	……………	赤 井 久 宣	
地籍調査課長	……………種 田 順 治	代表監査委員	……………松 本 正 博

---

## 午前9時30分開会

### 開議宣告

○議長（野口 俊明君） みなさんおはようございます。いよいよ本日が3月定例会の最終日となりました。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 議案第7号

○議長（野口 俊明君） これから日程第1、議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2 議案第8号

○議長（野口 俊明君） これから日程第2、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 9 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第3、議案第 9号 大山町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 4 議案第 10 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 4、議案第 10 号 大山町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 5 議案第 11 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 5、議案第 11 号 大山町指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 12 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 6、議案第 12 号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 13 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 7、議案第 13 号 大山町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 14 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 8、議案第 14 号 大山町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 15 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 9、議案第 15 号 大山町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 16 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 10、議案第 16 号 大山町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第 17 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 11、議案第 17 号 大山町営住宅等の整備基準を

定める条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 18 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第12、議案第18号 浜ノ上第二駐車場条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13 議案第 19 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第13、議案第19号 大山町暴力団排除条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 19 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 20 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第14、議案第20号 大山町営住宅条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。



〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 15 議案第 21 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 15、議案第 21 号 大山町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 16 議案第 22 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 16、議案第 22 号 大山町公共下水道事業大山処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第 23 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 17、議案第 23 号 大山町公共下水道事業逢坂処理区域・名和处理区域・中高所子処理区域受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 23 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18 議案第 24 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 18、議案第 24 号 大山町地下水保全条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19 議案第 25 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 19、議案第 25 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 20 議案第 26 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 20、議案第 26 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 26

号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 21 議案第 27 号～日程第 38 議案第 44 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 21、議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算から、日程第 38、議案第 44 号 平成 25 年度大山町水道事業会計予算まで、計 18 議案を一括議題とします。

平成 25 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 椎木 学君。

○平成 25 年度予算審査特別委員長（椎木 学君） はい、議長。只今から平成 25 年度予算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成 25 年 3 月 5 日平成 25 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 25 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について、審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

記、1 事件名、

議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算

議案第 28 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計予算

議案第 29 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計予算

議案第 31 号 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算

議案第 33 号 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計予算

議案第 34 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計予算

議案第 35 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 36 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 37 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計予算

議案第 38 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 39 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計予算

議案第 40 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計予算

議案第 41 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計予算

議案第 42 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計予算

議案第 43 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計予算

議案第 44 号 平成 25 年度大山町水道事業会計予算、

2 事件の内容、平成 25 年度各会計当初予算の審査、

3. 審査の経過及び審査の結果、付託を受けた 18 議案について、分科会方式により、平成 25 年 3 月 6 日、7 日、8 日の 3 日間審査を行うとともに、13 日に全体会を委員全員で行なった。その結果、付託された 18 議案すべてを可とすべきものと決した。

4. 付帯意見、(総論) 平成 25 年度は、町長、町議会議員の改選期にあたり、骨格予算としての位置づけであるが、名和地区拠点保育所建設事業費等の予算が計上してあり、一般会計予算額は、対前年度比 3.3%増の 99 億 3,000 万円である。

東日本大震災からの復旧、高齢化による医療費・社会福祉費の増加、国土強靱化計画等の政策変更による財政歳出への圧力等、国・地方公共団体のいずれもが歳入・歳出一体改革の必要性が求められている。大山町においても同様であり、加えて地方交付税の合併特例が、平成 27 年度以降は大幅に縮減の見込みである。自主財源の確保や財政の緊縮は喫緊の課題であるが、その情報は広く町民に示されていないので、早期に財政見直し、財政推計を策定し、大山町財政の今後の姿を周知されたい。

また、町税、国民健康保険税、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、上・下水道使用料等の未収金、特に滞納分は、多額にもかかわらず、予算は前年の徴収実績に基づき計上されている。

現在の滞納を抱える各課の取り組み姿勢は、関係課との連携、債務・資産の実態把握、徴収実績のいずれにおいても十分であるとは判断し難い。計上予算に拘らず、前年以上の徴収目標を掲げ、未収金の解消に向けて、より一層の努力を強く求める。

限りある財源を有効に活用し、豊かで活力あるまちづくり、町民の安心・安全な暮らしの実現、災害に強いまちづくりを目指して、平成 25 年度予算執行にあたられたい。

(各論)

議案第 32 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計について、本会計は、これまでの大山町地域休養施設特別会計を廃止し、平成 25 年度から新たに設置された会計である。

夕陽の丘神田は、町民の健康の保持増進やサッカーを中心としたスポーツ交流の拠点施設として、町民の夢とまちの希望を乗せた施設である。今後指定管理者により運営が行われるが、魅力ある施設としてその利用方法に知恵を絞り、多くの町民が懸念する、利用率や採算性への危惧を払拭し、大山町が全国に誇れる施設となるよう努力されたい。

議案第 34 号 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計について、本会計予算は 24 億 4,537 万円で、対前年度比 4,160 万円の減であるが、単年度収支は、平成 21 年度から赤字が続いている。平成 24 年度は、国民健康保険基金から 8,600 万円を繰入れており、基金残高見込みは、1 億 687 万円である。年毎の医療費の増減はあるものの、高齢化が進む中、今後さらに医療費の増額は避けられない。

この状況を踏まえて、国民健康保険税とのバランスを考慮しつつ、適正な基金残高の

維持を求める。

また、本会計以外に、一般会計にも多額のがん検診、人間ドック等の委託料等が計上してあるが、相互が検診結果を生かして、早期発見、早期治療により医療費の低減に繋がる施策を徹底されたい。

議案第 42 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計について、本会計予算は、対前年度比 1,548 万円減の 2,335 万円である。歳入は、ナスパルタウン 4 区画分の 2,331 万円の売り払い収入を見込み、歳出では、公債費の償還金 1,895 万円が主なものである。

本年度は、販売促進のため、新たにテレビによる広告料が計上されている。平成 25 年度中には、山陰道が中山地区まで開通の予定であり、通勤及び生活の利便性の向上を前面に打ち出す、格好の機会と捉えて、残る 34 区画の完売を目指して、予算執行にあたられたい。

以上が平成 25 年度予算審査特別委員会の報告であります。

○議長（野口 俊明君） ただ今の平成 25 年度予算審査特別委員長の報告に対する質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論・採決を行いますが、討論・採決は、1 議案ごとに行います。

---

#### 日程第 21 議案第 27 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 21、議案第 27 号 平成 25 年度大山町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7 番 近藤 大介君） 議長、7 番。反対討論。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の討論を許します。7 番 近藤 大介君。

○議員（7 番 近藤 大介君） はい。議案第 27 号 大山町平成 25 年度一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

今から、ちょうど 160 年前、寛永 6 年 1853 年は、ペリー率いる黒船艦隊が日本にやってきた年として記憶されています。煙を吐く大型船に日本人は驚き、大砲を向けられ、右往左往するわけですが、実はペリーが来る 1 年前に、ときの江戸幕府はオランダを通じて、アメリカが本気で日本に開国を迫ってくる、そのために艦隊を派遣をする、その情報を得ていました。

開国をするかどうか、対策を一年間じっくり考える余裕があったにも拘らず、江戸幕府は見たくない現実から目をそむけ、結局問題を先送りにし、その結果ペリー来航が現実になってから大混乱をいたします。今、大河ドラマで再び幕末の日本が描かれていますが、対策を立てるべき時に立てなかったツケは、明治維新へつながる動乱の中で多くの若い日本人の血であがなわれる結果となりました。

さて、3町合併から8年が経過しています。合併によるさまざまな混乱も一段落し、近年では町政の課題が山香荘をめぐる問題や恵みの里公社、農産加工所をめぐる問題へと移っていく中で、つい忘れがちになってしまっておりますが、非常に大きな問題として、財政の問題があります。

今の大山町の歳入の約半分は交付税で賄われています。約50億円です。合併による特例で、26年度まではこの水準での収入がある見込みですが、先ほど予算審査特別委員長からも報告があったように27年度からこれは段階的に減額され、32年度には、今の現状から比べて8億円から約10億円減額される見込みであります。大山町の財政上の危機は、目の前に迫っています。

今議題にあがっている平成25年度一般会計予算であります。来月町長選挙があるため、骨格予算であるとされています。森田町長が引き続き町政を担われるかもしれませんが、違う方が町長になられるかもしれません。町長が変われば政策も変わります。誰が町長になってもいいように、必要最小限の予算、これが骨格予算です。

にもかかわらず今回の提案では、予算規模が約100億円、前年度に比べて3%増えています。必要最低限の予算規模が前年度よりも大きい、こんな骨格予算など私は聞いたことがありません。確かに新年度には、名和地区の保育所建設に約6億円と大型事業を予定してはいます。しかし、国の補助金や有利な起債を利用するため、新年度で保育所建設のために、大山町の一般財源から支出するのは、6億円のうち、わずかに7万9,000円です。

補助事業とか、起債とか交付税とか予算には複雑な要素が絡みますが、歳出のうちの一般財源の額をみると、新年度も今年度も約74億円で25年度の予算が骨格予算といいながら、今年度、平成24年度とほぼ同規模であることがわかります。本会議2日目の質疑でも明らかなように執行部の考えは、前年並みの内容です。だから必要最小限の予算です。4年前の骨格予算の時と同じ考えです、という説明です。正にこれがお役所の得意な前例主義です。そこには目の前に迫っている財政上の危機感はほとんど感じられません。こういう話を執行部は否定されるかもしれません。先日も、森田町長は答弁の中で、財政危機のために一生懸命、基金を積んでいとおっしゃいました。年間でもうじき10億円の財源不足が予測されるなかで、2億や3億の基金を積み上げていったい何になりましょう。10メートルの津波が来るかもしれないと予測されているなかで、2メートル程度の防波堤を作るような虚しい努力のように私には思えます。

財政危機、財源不足の問題の本質は、ではどこにあるのか。すなわち少子高齢化にほかなりません。町に税金を納める現役世代がどんどん少なくなる中で、小学校・中学校はもちろん、公民館も体育館も野球場も児童館も、大山町の公共施設のほとんどが、合併以前のまま維持されています。高齢者向けのサービス、教育、福祉、産業振興のサービスもできるだけ質、量を減らさないように続けられています。言ってみれば、年収500

万円の家帯で、生活費がそれを上回る、1割上回る550万、生活費が550万かかっているようなのが今の大山町の現状です。給与水準はこれから決して上がらない、収入は確実に下がっていくという状況のなかで、ではどうするか。やはり収入に見合った生活の規模に変えていかなければならない、それが今の大山町の非常に大きな課題です。

では、何を削るか。子供の教育費ですか、おじいさん、おばあさんの介護にかかる費用ですか。中山に付ける道路と名和、あるいは大山に付ける道路、どれを優先しますか。農業の予算と観光の予算、優先すべきはどちらですか。その答えは一朝一夕に出せるものではありません。ただ分かっているのは、予算は削減されなければならないということです。何を削るか、それこそ町民全体で考え、決断をしていかなければなりません。危機がもう目の前に迫っているのに、今回の予算は、どれもそれをそういう努力をせず、どれも削減しませんよ、と言っているのに等しい内容です。

なおかつ現状の収入でその支出を賄いきれず、1億5,000万円も基金を取り崩してこの支出に充てようとしている。私は以前から言っているように、基金はどんどん使うべきだと思っています。しかし、その基金の使い道は足りない予算を穴埋めするようにして使うのではなく、将来のための未来のための投資につながる事業に対して使われるべきだと思います。そのための支出であれば何も文句は言いません。

しかし、今回の予算では、そういった努力をすることもなく、ただ漫然と立てられた予算です。合併の特例による交付税の確保が約束されているのは、25年度、26年度、この後2年しかありません。本当に1年が、あるいは1カ月が大事な時期だと思います。将来の基金に備えての対策をいつ立てるか、いつやるか、今でしょ。今やらないと手遅れになるのではないのでしょうか。ましてや、ここ数年で大山町は、過疎指定もされました。年間の出生数は減り続ける一方です。100人を割り、今年度の出生見込みはわずか82人です。

東北沿岸を襲った大災害から2年、黒船来航を例に引くまでもなく危機において、その危機への備えがどれだけ大事か。あるいは危機的状況において、一瞬の判断の遅れがどれだけ大きな災害を被害をもたらすか、あの時、私たちは、学んだのではなかったでしょうか。

こんな緊張感のない予算を今、許している余裕は大山町にはないはずです。そして執行部が何か間違った時、取り組みが足りない時、それではだめだろうと、ノーというのが、本来の議会の役割のはずです。賢明なる議員の皆さん、今回のような一般会計の予算、許していいはずがないと思います。もう一度、執行部に差し戻して本当の意味での骨格予算として出してきなさいと、私たちは決断すべきではないのでしょうか。以上で反対討論を終わります。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。

〔「議長、3番、反対討論まだあります。」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 先ほど討論ないかと聞いたら黙っておられた。

〔「賛成討論がありませんかと言われたと」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 私も平成25年度一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

本予算には、保育あるいは学校教育において、子供たちの健やかな発達を促すための条件整備に配慮された予算、個人用住宅等改善助成制度のように、地域経済の活性化を促し、町民に満足度の高い事業、また脳ドックをはじめとする各種検診による病気予防や、介護予防の事業など、評価できる予算も組みまれていると私は思います。

が、しかし一方、多くの町民感覚からみれば見直しをしなければならない問題があります。それは毎回私が言っておりますが、同和対策関係の予算です。

同和対策関係の総予算は、例年と変わることとなる平成25年度も1億円以上計上してあります。部落差別がある限り、対策事業続けるというのは、いつまでも同和地区、いわゆる同和地区を残すことになり、いつまでも同和地区と同和地区外という関係を対立的に存続させることにはなるのではないのでしょうか。これは問題の解決に逆行するものです。

30年に及ぶ国を挙げての同和対策事業の結果、社会問題としての同和問題は、基本的に解消したからこそ国の法律も既に10年も前に打ち切られたのであります。大山町においても今や同和問題は、基本的に解消したと言ってもよいでしょう。今もなお、同和対策関係の事業を継続すれば、逆効果になりかねません。

このたび、私たち日本共産党大山町委員会が行いました住民アンケートによりますと、財政の改革が求められる課題として、本町の場合ですよ。町政の課題が求められる課題として、長年の取り組みで改善されてきた同和対策の終了、これをあげた人が最も多くて49%、ほぼ半数が今の町政の課題ととらえておられます。

このように、町民感覚からずれた同和対策は、不公正な特別対策と言ってもよく、継続する根拠はないと考えます。町民の間に、好ましい対等の関係を築くために、早急に同和対策関係の事業は、見直すべきと考えます。

よって、本予算には反対するものであります。以上です。

〔「議長、賛成討論、17番」「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。

〔「17番」「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 17番、西山 富三郎君。



○議員（17番 西山 富三郎君） 平成25年度大山町一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

二元代表制とは、一つに住民が自分たちの代表機関として首長と議員を別個に直接選挙で選出することです。二つに首長と議員は、それぞれ住民に対して政治責任を負っているということです。三つに、首長と議員は共に住民のために行動するため、一定の緊張関係のもとに協力し合うということ、これらの要素によって構成されている政治システムです。

先ほど椎木予算審査特別委員長が報告されたとおり、特別委員会では本案を賛成多数で可とすることとしています。椎木委員長を補佐された岡田副委員長にも敬意を表したいと思います。

二つの代表機関は、共に町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関としてそれぞれの異なる特性を活かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために、競い合いながら町としての裁量の意味決定を導く共通の使命が課せられています。どうすれば、議会の意思と住民の意思がかい離しないようになるのか、これが民意の反映の問題です。

最近町民から議会に中継を見るのがいやになったという声を聴きます。議員の品位の問題です。思いあがりではないか、思いあやまりではないか、思い込みが強すぎるのではないかの意見があります。

公共的というのは、私、私を主張しつつ、私、私を自己抑制し、異質な私、私と私の間に共存できる関係がなりたつことでもあります。本格的な少子高齢化社会が到来しつつある今、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題です。自治体運営の核心は、政策経営です。財政再建のみといった次元で自治を運営してはなりません。減量経営による財政再建は、自治体が当然断行すべきことであり、自治体はより高い、より次元の高い行政経営、政策経営によって財政再建でなく地域社会の復権を目指すべきです。

予算に基金を充当することは当然です。財政調整基金を1億5,000万円、合併振興基金を4,007万6,000円を取り崩しています。合併振興資金の目的は、合併に伴う地域の振興及び住民の一体感の造成です。恵みの里公社、文化祭、マラソンフェスタ等、イベント事業等に充当することは目的に反するものではありません。町民の絆を結ぶ有益な事業です。本予算には、名和地区拠点保育所の建設をはじめ、環境対策交通対策住宅対策、農・水・林業対策、雇用の創出、地域福祉の推進、教育の振興、人権を拡大する行政の推進等々、反対する根拠は見当たりません。同和問題は今なお深刻です。差別の現実に学ぶ姿こそを忘れては行政の、行政の基本は差別の現実に学ぶことです。

あとひと月あまりで、町長、町議の改選が行われます。政策提案は住民、議会議員、

首長、職員といった多様なチャンネルがあります。皆さん地方自治法 138 条の 2 を読みましょう。執行機関は議会の法の称として、挿入されている意味をもう一度再確認すべきであります

堂々と可決して堂々と執行を監視することが議会の使命であります。今回で勇退される議員もおられます。長年、地方自治の振興に寄与された功績に敬意を表したいと思います。また管理職におかれましても、退職される方々もおられます。住民福祉の向上の尽くされた功績には、誠に多大であり感謝の意を表します。退任後も、地域の一員として存在感を示してほしいと希求いたします。平成 25 年度の町政がますます発展するとともに、町民各位のご健勝、ご多幸、ご活躍を心から祈念し賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「議長、2 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。

○議員（2 番 米本 隆記君） 議長、2 番。

○議長（野口 俊明君） 2 番 米本 隆記君。

○議員（2 番 米本 隆記君） 私は原案に反対の立場で討論させていただきます。

実はこの一般会計の当初予算の中にですね、恵みの里づくり推進事業補助金 4,945 万円、これに伴いまして私は反対の立場でさせていただきたいと思います。

この 4,945 万円の内訳ですが、合併振興基金 3,005 万円、この使用について私はおかしいなというふうに思っております。先ほど最初に近藤議員が財政に危惧されるような発言で反対討論されました。西山議員は、首長・議員は政治的責任があるので、ちゃんとやりなさいというようなご発言でございました。

私はこの恵みの里づくり推進事業補助金につきまして、議会のほうに提出された資料は、この 25 年度補助金申請資料と 24 年度のまだ確定してない、収支部門の推移の報告書です。私はこの 2 つのいただきました資料を基に検証しましたが、これで 25 年度補助金が認められるというふうに私は思っておりませんでした。まず、認められないと思いましたので、公社のほうに補則資料の提出を求めました。ただ公社のほうでお願いしたんですが、なかなかそれは出せないということで、決まった、今まで出していただいた資料しかいただいていません。それと見比べましてもですね、本当にこの補助金が適切であるか、そして議員が本当にこれを審議できたのか。予算審査が分科会方式で行いました。経済建設にこの資料のほかに、参考資料が提出されたというようなことは聞いておりません。議員がこの資料で本当に分かるんですか。先ほど財政的な危惧も近藤議員が言われました。一つ一つをきちんとチェックし、認めるのが議員の仕事ではないんですか。以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

〔「議長、14番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 賛成の立場から討論いたします。先ほど緊縮財政の話がございました。反対がございました。当面、当然予算立案にあたっては、緊縮、財政を心がけるのは当然でございます。今後ますます歳入が減ってくる状況を考えますと当然それは必要な考えだろうと思います。ただ昨今の地方もそして国もアベノミクスに象徴されるように、今までのデフレから脱却すべき、積極的な予算編成で投資を行い経済を上向かせる、円高を助成、そして輸出を振興させて日本経済を立て直すということで、今のところ経済界もそれに反応して円安になり、株高も続いております。現状では、まあいい方向に向かっていると思います。このような状況から考えても、緊縮財政ばかりでは日本の再生もないと思います。

地方の経済もそうであります。改選期にあたり骨格予算で多くを削った予算にはすべきかもしれませんが、必要な予算はたてるべきだと思います。前回の4年前の21年度の予算もほぼ前年並みの予算を立てております。今回の予算をみますと、将来を担う子供たちの教育のために、拠点保育所建設事業、さまざまな教育プラン実施予算等々を組まれております。そして農業を元気にするための大きな投資も予算もあります。

また同和対策事業については、削減すべしという、削除すべきという意見もございしますが、これまで長きにわたって同和対策行われたにもかかわらず、まだまだ差別は現存しております。とりわけインターネット上における差別は、匿名性を理由に非常に厳しい差別が存在しております。これらの現状を考えますと、憲法に保障された個人の権利、そのような基本的な人権が侵されている状況でございます。これらの解消のためにもまだまだ同和対策予算は必要であると考えます。

さらに教育の根本は人を敬う教育、人権を尊重する教育が根本だと思います。その面から考えても、人権教育予算は必要だろうと思います。さらに地区の学力向上のためのさまざまな予算もございしますが、これまで差別により経済格差が生じ、そのための教育力低下の連鎖が起こっております。それを断ち切るための予算だと考えております。子供たちに平等な教育を与えるための予算として、必要と考えます。本予算の中には、そのほか、さまざまな予算が組まれておりますが、大山町の経済力アップのためにも、この予算は必要だろうと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22 議案第 28 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 22、議案第 28 号 平成 25 年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 23 議案第 29 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 23、議案第 29 号 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「議長、3 番」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の討論を許します。

[ 「議長、3 番」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 3 番 大森 正治君。

○議員（3 番 大森 正治君） 平成 25 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に反対の立場で討論します。

旧同和地区の住環境改善のために、同和対策事業の一環として実施されてきました本事業ではありますが、その実施過程において、問題のある貸付が行われたために、返済困難、返済不能などになる方々が少なからず生じてきました。そのため、大山町においても過年度分の滞納が本町滞納全体の半分に及ぶ 3 億円にもなっております。この滞納対策には、大きな困難が横たわっているようですが、なんとしてもこれは解決をしなければならない大山町政の課題の一つであろうと思います。人為的に作られたものは、人為的に解決しなければなりませんし、解決できるはずです。

これまでどのような努力がなされてきたか定かではありませんが、関係者が英知を絞って、とりわけ債権者が解決に向けた努力をしなければならないと思います。その視点

に立って、本予算を見ますと大きな疑問があります。歳入部分で貸付金元利収入の現年度分は700万円見込んであります。しかし、借入契約に基づく25年度の返済額は、1,100万円だそうですが、つまり予定返済額の7割しか見込んでないということです。

また、過年度分に至っては、3億円の僅か3%にあたる900万円しか見込んでありません。

このような予算の組み方は私は適正ではないと思います。いろいろ事情があるにしても、民法上の金銭消費対策であります。私はこのような予算をこのまま認めるわけにはいきません。

よって、本予算には反対するものです。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第30号

○議長（野口 俊明君） これから日程第24、議案第30号 平成25年度大山町開拓専用水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第31号

○議長（野口 俊明君） これから日程第25、議案第31号 平成25年度大山町情報通信

事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 31 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 26 議案第 32 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 26、議案第 32 号 平成 25 年度大山町夕陽の丘 神田特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「議長、1 番」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の討論を許します。

○議員（1 番 竹口 大紀君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 竹口 大紀君。

○議員（1 番 竹口 大紀君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

まず、この予算に盛り込まれておりますオープニングセレモニーの予算、約 300 万、この 300 万のお金の使い方がいかなものかと。この山香荘の整備計画に関しましては、指定管理料を含め、高い安いの議論をずっとやってきて、いよいよオープンにこぎつけました。

しかしながら、ここでまた 300 万円オープニングセレモニーということで、300 万円の予算を使う、それも P R 効果が十分に見込めるようなオープニングセレモニーの開催の仕方であれば、300 万円使っていただいてもかまわないというふうに思うんですが、100 万円でフランス料理のシェフを呼び、20 人がその昼食会に参加する。フランス料理のシェフが悪いわけじゃないですけれども、100 万円を 20 人に使うような P R 効果、一人当たり 5 万円を使うような P R 効果が果たして本当にあげられるのか。合宿施設、スポーツ合宿を行う施設でありますから、同じ 100 万円を使うのであれば、100 人 200 人、合宿施設に無料で招待します、オープニングセレモニーで。このような使い方のほうが十分に P R 効果はありますし、まだまだほかにも検討すれば、優秀な観光商工課ですから、課内からいっぱいいいアイデアが出てくるのかなというふうに思います。以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「議長、11番。反対です。」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の討論を許します。11番、諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） そもそもこの議案は、町民の皆様も関心の非常に高かった課題でございます。たくさんの町民の皆様の反対陳情もございました。議会も何回も何度も議論をし、ようやく一昨年9月議会で可決になった問題でございます。

私は当初からこの山香荘サッカー場設置については反対でございましたが、可決に決まった以上、何とか成功して地域に役立つ施設になってほしいと心から本当に思っておりました。

しかし、町長の25年度当初予算の説明でおっしゃいましたように、先ほど竹口君もおっしゃいました、国からの交付金、町税が約1億7,000万ほど減収となり、また6年ぶりに1億5,000万ほど財政調整基金を取り崩す、そして町長自ら行財政改革を推し進めなければならないと言っておられます。その口先でこのような、金額的にはわずかでございますけども、このような予算が計上されるということは、私は非常に無駄な出費ではなかろうかと思うからでございます。

具体的に反対理由を3つ申します。

まず1点、嘱託職員の人件費300万でございます。これは指定管理者募集要項にも、指定管理者は日本サッカー協会の設置基準、つまりサッカーに関する資格を要するものを雇用することが条件として決まっておりました。しかし、指定管理者が決定後、サッカー協会と指定管理業者、町で協議した結果、町が中立的な立場で雇用するから町で雇うんだという執行部からの説明がございました。初めの条件と、あまりにも異なるのではないのでしょうか。

また我々議会が開きました住民説明会にも、行政が開かれました住民説明会にも、サッカー協会の認定するスポーツマネージャーの雇用を町費で賄うなどということは、1回も説明がしてありません。これはまさに土壇場になっての不意打ちではないかと思っています。

2点目、先ほどこれは竹口議員もおっしゃいましたけども、同じことになるかもしれませんが、私も思いがありますので言わせてください。

リニューアルオープニングセレモニーに300万ということでございます。このオープンセレモニーは、4月の6日と7日の2日間にわたって開催されるセレモニーでございます。その中には、グランドゴルフ大会で一般団体の部、小中学生の部、親子・孫三代の部など、またサッカーではオープニング記念ゲームとしまして、県内のジュニア選抜4チームのリーグ戦、また「親子で遊ぼう当地キャラクターとサッカー対決」など本当にね、おもしろいメニューもあるわけでございます。私はこれでいいんじゃないかと思

うんです。私は一般質問にも発表しましたけども、ここで日本を代表されるフランス料理のシェフ井上旭さんに登場してもらって昼食会をする、ね、なんぼ考えてもいかななものかと思うわけでございます。

執行部は、食のマジションによって、大山町の食材がこういうふうになるというPR効果があるという説明でございました。ですけど、食事ができるのは、竹口さん、あなたがおっしゃるように、課長が説明されたように、食事ができるのは、たったの20名から30名、残りの我々一般客は、無料の吸い物を、何の吸い物か知らんですでしょ、豚汁かどうか知らんですけど、吸い物を飲んだり、あるいは地元の人によるバザーを食べる、こういう計画だそうです。これはまさにね、お偉いさんの接待にすぎないじゃないですか。こんなことをしちゃダメですよ。夕陽の丘神田が、あっ、もう一つ付け加えます。

私は井上シェフの名誉のために敢えて言いたいです。井上シェフにお世話になる場面が違うんです。一般質問言いましたように、井上シェフは、たった2、30人のお客さんのためにあそこに来て、フランス料理を作られるでなくして、いつも言いますように、町長も言っておられますね、加工所で何を作っているかまだ分からない、そういうところに来てもらってレシピを作っていただく、指導を仰ぐ、これが大切なことではないかと思っております。

夕陽の丘神田が、青少年のサッカーを中心として、合宿を主体とした施設であるならば、少数の人のためのフランス料理に町民の血税を使うのは、もってのほかであると私は思っています。

3つ目、この予算を議会に提案される前、そして議会で予算が議決される前に広報だいいせん3月号で宣伝が開始されました。イベントの参加者の募集まで始まっています。これはまさに、議会軽視ではないでしょうか。こんなことを許しますと、町議会としての、最大の責務である行政のチェック機能が失われ、ひいては町民から議会に対して失望と不信が生まれる心配が私はあると思っております。

よって、この議案32号 夕陽の丘神田特別会計予算は3つの理由により、私は反対いたします。皆さん、どうぞご理解願いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します

○議員（12番 足立 敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 足立 敏雄君。

○議員（12番 足立 敏雄君） 失礼します。議案第32号 大山町夕陽の丘神田特別会計予算ということで、賛成の立場から討論させていただきます。

この予算がですね、今年度から新しくなった神田の施設の特別会計でございます。最初だということで、先ほど同僚議員からもありましたが、いろいろな経過のもとに、この事業をやるんだというふうに決まりまして、やっこの初年度を迎える、そういう状況でございます。



その中で今人件費とそれからオープニングセレモニーの300万、これが反対だということで、いちばんあがってるわけですが、人件費につきましても当初からこんな話はなかったんじゃないかというふうに出ております。僕も経済建設のほうに所属しておりますので、課長等からいろいろ聞いておりますと、当初は別にここまでは考えてなかったけれども、いろいろな案件を積み重ねていくうちに、こういう人件費は町が持つのが妥当だというふうに考えたということで、この人件費を計上しております。

当初とは違う、当初とは違うというのはですね、いろいろ言われますけれども、こういう相手があつてしかも指定管理にまで出してやる事業でございます。そんな当初からああだこうだと決めてたものが、必ずしもその通りにいくわけでもありませんし、やはり臨機応変に、一番正しいと思えるやり方をやるというのが、こういう事業をやっていくうえでの一番大事なところじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味でこの人件費がですね、あそこで指定管理を受けたA者とそれからサッカーのほうの入ってくる組織と、これをしっかり結びつけてスムーズな運営をはかるために必要だということであれば、僕は必要であつていいんじゃないかなというふうに思っております。

それからオープニングセレモニーでございますけれども、ま、ある種のイベントですね。催し物です。イベント、催し物につきましては、いろんな価値観がありますし、この催した、このたった2日間で採算が合うのか合わないのかとか、これがどんなPR効果があるんだとか、いろんな形で検証する方法があります。

で、またどういう検証方法をやったら、そのイベントが正しかったのか、この予算を付けたのが良かったのか。そういうことも、本当に多種多様な形であります。今回の300万、オープニングセレモニーですね、どういうお客さんを呼ぶのかとか、そういうものにも大きな価値が変わってくると思います。何の組織にも関係のない人たちばかりを呼んでですね、20人に100万つけたら高いかもしれませんが、いろんな組織の代表を招いてその人に5万円かけても、そのバックに何十人もいるんだったら、影響力が大きいわけです。イベントの検証方法というのは、そういう検証方法もあります。

それからそこで話題になることによって、いろんなマスコミが取材に来る、これの価値はいくらぐらいに計算するんだとかですね、そういういろんな価値観のなかで、このオープニングセレモニーの方法が良かったのか悪かったのか、高いのか安いのか。特になんで食を選んだのかとか、そういうことを突き詰めて考えていけば、経済建設の委員会のなかで、課長がいろいろと説明をいたしました。そのほかにも僕が今申し上げたこと以外にもですね、あまり公にはできないようなこういうイベントの内容になった説明もございました。そういういろんな状況のなかで、経済建設の常任委員会では、これを4対1で可とすべきものというふうに決定しております。

考えてみればですね、去年でしたね、ちょうど同規模ぐらいで新しく「かばち選手権」

というようなものを去年やらしてもらいました。この中で議員がいっぱい関連があるものですから、皆さんすんなり通していただきました。でもこれと比べてもですね、どうだったのかなというぐらいのきわどい大会になってしまいました。イベントっていうのはね、やっぱりそういうこといっぱいあるんですよ。なかなかこっちはね、思ったようにいかないもんです。だけど本当に、大山町の食材を何とかしてPRしたい、でこれはあそこの山香荘の施設をですね、協議していく中でいっぱい言われたことじゃないですか。まあ、議員の皆さんはよくご存じだと思いますけれども、そういう施設も作ろうとして公募までした経緯があります。うまくいきませんでしたけれども、そういう経緯があるから、食にこだわったりなんかもしてるわけでございます。そういういろんなケースがあってですね、イベントというのはなかなか判断するのが難しい部分がありますけれども、今やらないとこういうイベントはあそこではもうできないわけですから、今の時期と、それからこの食をとらえたイベントということで、僕は非常にいいイベントにうまくやればなるんじゃないかなというふうに思っております。

それから先ほどちょっと同僚議員が、もっともっと他の場面で井上シェフを呼んで、レシピを公開するんだというようなことも言われましたけれども、ああいうプロの人はレシピを公開ということはなかなか受けてくれません。で、これはこの間の予算審査特別委員会の時にも確か話が出ていたんじゃないかなと思います。こういう、そんなそのなかなかできないことをですね、できるというふうに言っても、ちょっと困るんじゃないかなというふうに思います。

ま、もう一つあったか、失礼。議会軽視の問題もありました。確かに経済建設の委員会の時にも、「おい手順がおかしいでないか」ということもありましたけれども、まあ非常にその時間がないなかでの試みということで、ある意味では議会を信頼してこういう手順でやったと、無視してるわけじゃないという説明は聞いております。それがいいかどうかは皆さんが判断してください。

以上のことをもちまして、この平成25年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算を賛成したいというふうに思っております。どうか皆さん方のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

10時54分となりましたので、ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時5分 再開

日程第27 議案第33号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから日程第27、議案第33号 平成25年度大山町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第28 議案第34号

○議長（野口 俊明君） これから日程第28、議案第34号 平成25年度大山町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の討論を許します。3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 平成25年度国民健康特別会計予算に反対の立場で討論します。

本当初予算は、確定申告によって所得が判明する前の予算とどういうものの、前年度より7,000万円あまりの歳入不足が見込まれるとして、国保税を一人当たり1万数千円引き上げることになると言います。これはあまりにも膨大な引き上げ額であります。

ところが、本予算の歳入には、国保基金の繰入れは0円であり廃目となっています。現在、国保会計の基金、つまり溜め込まれたものは1億、約1億700万円あります。これを繰り入れることなく予算を編成することは、基金はもうこれ以上取り崩しませんよという宣言なんではないでしょうか。そう思われもしかたありません。

国保税は高く納入に四苦八苦している人が多くあります。また滞納せざるを得ない人が多い税です。国保加入者に少しでも心を寄せるならば、こういう時こそ、基金を繰り入れて加入者の負担を軽くするよう配慮すべきではないでしょうか。

国保加入者には、低所得の方が多く占めることを考えるならば、加入者に寄り添った予算編成をすべきだと私は考えます。よって本予算に反対するものです。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 34 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 29 議案第 35 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 29、議案第 35 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 35 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 30 議案第 36 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 30、議案第 36 号 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 36 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 31 議案第 37 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 31、議案第 37 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 32 議案第 38 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 32、議案第 38 号 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 38 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 33 議案第 39 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 33、議案第 39 号 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 39 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 34 議案第 40 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 34、議案第 40 号 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 40 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 35 議案第 41 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 35、議案第 41 号 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 41 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 41 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 36 議案第 42 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 36、議案第 42 号 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 42 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 37 議案第 43 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 37、議案第 43 号 平成 25 年度大山町索道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 43 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 43 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 38 議案第 44 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 38、議案第 44 号 平成 25 年度大山町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 44 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 44 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 39 議案第 60 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 39、議案第 60 号 不動産売買契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 60 号 不動産売買契約

の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、不動産売買契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入いたします不動産は、鳥取西部農業協同組が所有をいたします倉庫及び土地でございます。現在、除雪車の車庫として借り受けているものであります。

これまで賃借料として年間126万円を支払っておりましたが、今後も除雪車の倉庫として使用する予定でございますので、購入について農協と交渉の結果、買受代金1,400万円で購入することで交渉が成立をし、3月8日に仮契約を締結いたしましたところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（1番 竹口 大紀君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 竹口 大紀君。

○議員（1番 竹口 大紀君） これは先ほど説明がありましたように、JR御来屋駅横の農協の建物等を取得するということですが、これを取得した後の年間の維持管理経費、維持管理にかかるコストがいくらなのか、ご説明ください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 施設自体はですね、かなり老朽化しておりますけれども、今後10年から15年程度は大きな改修も必要なく、維持ができるというふうに考えておりますので、現在支払っております賃借料で十分対応できると、その分が定位できるというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]



○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 40 議案第 61 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 40、議案第 61 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 61 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

本案の補正内容といたしまして、不測の事態により翌年度に繰越して使用します事業を提案するものであります。

第 1 条におきまして、翌年度に繰越して使用することができる経費といたしまして、「第 1 表繰越明許費」のとおり、豊房水源修繕工事の繰越明許費 210 万円を新規設定いたしておるところであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 61 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 41 諮問第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 41、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

きましてご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、ふたたび金田千義さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

金田さんは、長年にわたり鳥取県立米子工業高校に勤務され、退職後は、平成15年から名和町人権教育推進員として、また、合併後におきましても引き続き、本町の人権教育推進員としてご指導を賜りました。平成22年からは人権交流センター所長、中山ふれあいセンター館長の要職を務めていただき昨年3月の定年退職まで大変ご尽力いただいたところであります。また、人権擁護委員は2期6年間の実績と経験があり、その他にも日本赤十字社奉仕団の要職に就かれ、各種ボランティア活動に従事するなど人権擁護に対する見識に富んでおられる方であります。適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

---

## 日程第42 諮問第2号

○議長（野口 俊明君） 日程第42、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、ふたたび小西廣子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求め

るものでございます。

小西さんは、昭和 42 年に名和町役場職員に採用され、合併後は中山支所福祉課長、大山支所住民課長、そして住民生活課長の要職を務められ、平成 22 年 3 月に定年退職されました。また、在職中から町主催の様々な人権・同和問題に関する研修会等に参加されるなど探究心もある方でございまして、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、諮問第 2 号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

---

### 日程第 43 陳情第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 43、陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書についてを議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書につきまして、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 3 月 6 日。審査人数は 6 名です。

陳情の趣旨は多くの点で理解でき、地方自治体の住民サービスには有効と考えます。

しかし、陳情事項の 4 において、国・地方公務員の給与体系は、依然として、民間企業・国民の感覚とは差異があり、優遇されているとの認識があります。

採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書に

ついて、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 1 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 1 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

---

#### 日程第 44 陳情第 2 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 44、陳情第 2 号 安倍内閣に T P P（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題にします。

審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、野口 昌作君。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） はい。ただいま議題となりました陳情第 2 号 安倍内閣に T P P（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 25 年 3 月 6 日。審査人数は 6 名です。

本町は農業町であり、農業を守らなくてはならないとの意見もありましたが、この陳情は、平成 25 年 2 月 14 日に提出されたものであり、その後、2 月 22 日に安倍首相はオバマ米大統領と会談し、T P P 交渉について、「聖域なき関税撤廃が前提でない」ことを確認し、これを受け政府は米国と T P P 交渉参加に向けた事前交渉を行うなど、交渉参加に向けた取り組みが進むなか、時機を失しています。

また、世論調査で T P P 交渉参加に賛成が 63% となったとの意見もありました。採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、経済建設常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから陳情第 2 号 安倍内閣に T P P（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 大森 正治君） 議長、3 番。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大森 正治君。

○議員（3 番 大森 正治君） 経済建設常任委員会としては、この T P P 交渉への参加

には結局は賛成だという結論のようなんですよね。何かこうはつきりわからない面があるんですよ。最初のところに、本町は農業町、守らなくてはならないという意見もあったと。だったらこの陳情には賛成だということになりますよね。

ところが、その後の日米の関係のこの経過をみると、もう時機を失しているからなんかこの陳情はなじまないというふうな理由なのかって思うんですけど、でもそれってあるのかなという気がするんですよ。議会として、常任委員会としてね、これ交渉参加に反対なのか、賛成なのか、はつきりしないんですよ。そこをちょっとはつきりさせてほしいんですよ。非常に消極的な理由だろうと、時期を失っているからというのはね。というふうに思うんです。

それから、その、なんかつけ足したように世論調査でT P P交渉に参加が63%だった。いったいいつこの世論調査によるものなのか、教えてください。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 野口経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） 今、大森議員のほうから質問がございましたが、結局農業町であってですね、やっぱり農業を守らなくてはならないというような考え方はあるわけがございますけれども、この交渉がもう、ここで書いておりますように、今言いましたようにですね、アメリカのほうに安倍総理が行ってですね、そういう交渉に向けてのどンドン話し合いを進めているという中でですね、交渉に入らないように意見書を出してくれという陳情でございますから、これが2月の14日にまあ出されたものでございますから、もう今日は3月の15日ですね、皆さんもご存じのように今日はこのT P Pに交渉参加するというような意思表示をするということが言われております。

結局、政府のほうもですね、どンドンこの情勢が変わってきておりますし、やはり基本的に参加するというような流れできているわけがございます、これをですね、今さら断固反対というような意見書を出してもですね、もう遅いでないかというような考え方からでございます、この前、今まとめてございますが、6品目ですか、これらについてはですね、断固反対してこれらの交渉にはですね、聖域を設けていただいてこれがですね、これがもしも聖域なきというようなことがあれば、その交渉から直ちに撤退するよというよなことまで今まあ進んでいる、話が進んでいるところでございますけれども、そういう形でのT P P交渉をですね、まとめてもらったがいいでないかというぐあいには話もあったりしているところでございます。

それから世論調査でのですね、この63%という数字でございますけれども、これは日にちはちょっと忘れちゃったけども、日本海新聞のほうにですね、安倍内閣が訪米してからこちらですね、聖域なき完全撤廃というようなことが言われてですね、そういうなかで世論調査でも賛成派がですね、10%以上ですか増えたということで63%まで上がったということもありまして、これはやはりですね、国民がT P Pへの参加というものを

大きく支持してきたでないかというようなこともあって、そういうような理由の中から断固反対という、交渉断念という、断固反対ということはですね、まあ受け入れられないというような立場になって全会一致での不採択ということになったと考えています。

以上でございます。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） ということはまあ情勢が変わってきていると、政府がもう踏み込むということになったからにはもうどうしようもないんだという非常になんかこう私はね、政府の方針に追随するような、主体性のない論議がなされてしまったのかというふうに思うんですね。今までもこの議会でも取り上げられたし、いろんなところで議論があって本町にとっては大きな打撃があるということの試算も農林水産課のほうから出されて、こりゃあ大変だということだったんです。その辺のことは、一向に解決されようとしていない、解消されようとしてないと思うんです。

むしろ心配な面があるんじゃないかなと私は思うんですね。なのに、その他、いっぱい問題があります。農林水産業だけでない、農業だけへの与える打撃が大きいだけではなくて、医療の面に関しても、環境の面に関しても、さまざまな私たちの暮らしに影響があるということが言われておりますし、その心配っていうのは、本当に強いと思うんですけどね。そういうT P P交渉に参加した時の問題点ね、いろんな問題点があるぞと。もっとも慎重にすべきではないかというふうな意見、議論はなされなかったんでしょうか。何か今聞くと、情勢にしたがってもう仕方がない、すんなり決めようというふうに聞こえたんですけど、どうでしょうか。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） 議長、5番。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 野口 昌作君。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） この陳情はですね、T P Pへの参加断念を求める意見書を出してくれという陳情でございます。断念ということになると、まあもうすでに動いてしまっている状況の中ですね、今さら断念、断念と求めてもですね、もう既に動き、今日はまあ、15日には交渉参加を打ち出すというようなことも言ってる状況でございますからですね、そういうなかで断念を求める意見書の提出というのをですね、非常に時期を失してしまっていると。まあ大森議員の言われるように、断固反対でとにかく反対、とにかく反対という考え方ならですね、そういうこともあり得るかもしれませんが、私たちはですね、そういうことでなしにもうここまで動いてしまった以上はですね、断固参加しないように、参加しないようにというようなことでなくして、やっぱり条件闘争みたいなことだとですね、また考えられるでないかと思っておりますけども、これはいわゆる本当に、入るな、入るなというようなことでございますが、そういう点からですね、このような採決の結果になったというぐあいに思ったりしてます。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 私は以前からT P Pには反対したいと思っておりますけども、経済建設の委員会での議論についてちょっとお聞きいたします。

T P Pに関しては、対アメリカがほとんど、他にも数か国ございますが、まあアメリカとの交渉が最大だろうと思っております。

また経済界は、輸出の関係で非常に有利になると大いに推進しておりますが、対アメリカを考えれば、そんなに関税は高くないと思っております。今の貿易量をみますと、中国のほうが、対中国のほうがおっきいわけですが、私はアメリカとばかり交渉しておっているのかという考えがございます。

それから最近の円安の推移を見ますと、円安によって非常に自動車など好調に推移しております。ですからT P Pによって関税、ほんのわずかの今の関税を下げてもそんなに効果はないと思っております。むしろ円安のほうが非常に輸出産業にとって効果はあると思っております。

それから一番危惧するのは、アメリカ国内の制度そのものを日本に押し付けてくるという心配が一番懸念されます。貿易は、安い農産物が入ってくる点の危惧はもちろんです。これは聖域として守っていくことができるかもしれませんが、社会生活の基本的な枠組み、国民全部が保険で、保険的制度は行われています、このすぐれた日本の保険制度は、アメリカの制度、押し付けられて崩壊してしまうんじゃないか、そうしますと医療関係について、金持ちだけが医療が十分に受けられるような、そういう状況になるんじゃないかと危惧します。

また、食品なんかについても、添加物の表示なんかもたぶんしないように要求してくるでしょう。生産者の明示も規制緩和でやめるよう要求されてくると思う。全てにおいてアメリカの国内の制度を押し付けられ、アメリカナイズされるということは非常に格差のある社会になってしまうと、そこらへんの危惧が大きいんですが、そこらへんについて議論どうだったんでしょうか。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 野口 昌作君。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） 今、岡田議員の発言はですね、結局内容についてどうかということでございます。まあ、内容についてはですね、いろいろと今言われたような危惧も新聞も報道されているところがございますから、私たちもですね、そういうこともあるでないかとはいうぐあいに思ったりしておりますけれども、そこまでの、結局、一つ一つの内容がどうかということですね、なかなか議論になりませんでした。

それよりも、現在政府が、内閣のほうがですね、ここまで動いてきている状況のなかで断固反対、意見書、T P Pの参加を断念せよ、というような意見書を出してもですね、

まあ今さらという意見、時期を失しているというような意見でございまして、参考までにはですね、このごろ報道されておりますなかでは、このTPPに参加すれば、農業関係では、1兆何億ですか、の、損害があるだろうというようなことも言っておりますし、それから全体的には、国益に、国の利益にはなっていくというようなとらえ方のなかで進めると、進めているんだということが、言われておりましたですね、国として全体としては、やはり利益になるというとらえ方がしてあるようでございまして、それは参考の話でございすけれども、そういうことでございまして、個々の言われるようなところまでの議論はですね、進展せずに断固阻止、参加を断念ということは、もうここまで動いている以上は、ある程度時期を失しているでないかというようなことになったところでございます。

○議員（8番 西尾 寿博君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 西尾 寿博君。

○議員（8番 西尾 寿博君） 皆さん御存じだと思いますが、大山町は農業王国であります。農業町というふうに書いてありますが、その中で農協だけをみてもですね、鳥取県の要職に大山町の出身者がついておられてですね、先週末でもですね、まあ遅いんじゃないかと言ってましたけども、先週末もハチマキを付けて反対運動を先頭に立ってやっておられますね。それも御存じだと思います。国の施策で、当然プラスになること、マイナスになることはあると思うんですよ。そのなかで、じゃあ誰がその一番内情を知っておられるところの話をもっていくのかということが私は重要だと思ってるんですよ。国全体を考えてですね、当然プラスになることは多いんでしょうし、マイナスになることもあると思いますが、じゃあマイナス側の立場として、これを大きく出すということが、メッセージ、これが一番大事であって、遅きにあるとかなんとかでなくて、メッセージなんですよ。これ大山町がやらんとどこがやるんですか。どこもしませんよ。大山町が一番になって、僕は出すべきだというふうに思います。これ遅きといいます、遅いことはありませんよ、全然。例えばですね、そのような実情があるということをお訴えることによってですね、交渉変わる、やり方も変わる、まして農業に対する条件も変わる、やっぱり条件も付託してくださいよということのこれメッセージだと思うんですよ、そのことありました。どうですか。

○議長（野口 俊明君） 経済建設常任委員長 野口 昌作君。

○経済建設常任委員長（野口 昌作君） 今、西尾議員の言われるようなことはですね、あるとは思ったりします。そういうことでまあ今でも阻止というようなことでですね、動く団体もあるわけですから、そういうこともあるわけだと思いますけれども、私たちの委員会、常任委員会のほうでは、それも知りながらではございますが、やはりこの国益とかですね、総合的な観点から不採択というように決したわけでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） この陳情ですね、安倍内閣にTPPの参加断念を求める意見書の提出を求める陳情、私はこれに賛成の立場で討論をします。

今、質疑で聞いていて、ちょっとこれだめだとはっきり言いたいと思います。そんないい加減な議論だったのかなと、失礼な言い方ですけども、もっと本当に大変な中身をもっているTPPに参加するかどうかね、交渉に参加するかどうか、入ったらどうなるかということをもっともっと議論しなければいけなかったんでないかなと思って、私はちょっと疑問符がいっぱい頭の中を駆け巡っております。

ちょっと言いますと、2年半前ですね、当時の民主党の菅首相が突然TPP参加を表明して、それ以来国内では、本当に大問題になっています。国を二分するというよりも、むしろこれは日本のためにならないという意見のほうがずっと強かったというふうに思うんですよ。

当時ね、菅首相は、第3の開国なんて言っていました。国を開くという開国ね。だけど農業団体をはじめ、医師会とか多くの地方自治体もですよ、日本を壊すという壊国だというふうに言って反対してきたわけです。なぜ、日本の国を壊す壊国なのかといいますと、TPPは聖域なき完全撤廃、これを大原則にしてるということがあります。だから、関税が0になれば、安い農産物がどんどん外国から輸入されて、農業の稲作、酪農、畜産など、あらゆる農業関係のものが打撃を受けます。そうすれば食料需給率が10%台に落ち込むと言われてますし、そればかりかそうなれば国土も荒れるでしょう、環境も荒れるでしょう。そういう恐れがあるからですよ。

また、それ以外にもですね、いわゆる非関税障壁、これも撤廃されるために、食の安全が脅かされます。そして国民皆保険制度、これも危うくなるということも心配されております。そしてそして地域経済、ここの我々の大山町の経済も脅かされるという恐れが強いから、これは壊すほうの壊国になるぞということをいろんなところが言ってきたと思うんですよ。

だからこそ、去年12月の総選挙で、自民党は聖域なき完全撤廃を前提にする限り、TPP交渉に反対するということをマニフェストにも明記したわけです。そこを日米交渉で安倍さんは、なんかうそをついたでないか、なんかうまいこと切り替える、すり抜けるというか、わけのわからん言い方をしてますけれど、やっぱりその聖域なき完全撤廃

ということを前提にする限りにね、聖域は担保されたというふうにはとらえられません。

それから自民党議員の中で、今回当選した、多くの自民党議員おられますが、この205名というふうに聞いてますけども、その自民党議員のほとんどがですね、TPP反対を表明しておられるんですよ。ポスターなんかでも、TPP断固反対というポスターも掲げてあったと。まあ鳥取県内でちょっと見ませんでしたけど、そういう県も多かったと聞いています。

鳥取県選出の自民党議員赤沢亮正議員もその反対議員の一人ですよ。私たちも勉強会をしたとおりです。この安倍首相は、オバマ大統領との日米首脳会談を受けて、今日、さっきもおっしゃったとおりですが、TPP交渉参加を表明するということですけども、私はとんでもないことだと思います。いったん交渉に参加したら、国益に反することになっても、日本だけが離脱するなんていうことは、不可能だと思います。

自動車などのね、輸出大企業にとっては、多少利益になるかもしれませんが、多少だと思います。さっき岡田議員もおっしゃったけども。その犠牲となる農業など、国民生活に深刻な影響、打撃を与えるこのTPP交渉参加、私は絶対に許せないと思います。

以上ですね、TPP交渉の参加を断念することを求める意見書を政府に提出することは、私は当然のことと考えます。これをこのまま、不採択にしてしまったら、農業を機関産業とするこの大山町だけにですね、大山町議会そのものが問われるんじゃないかというふうに私は思います。そのことから皆さん、この陳情、必ず採択しようではありませんか。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。9番、吉原 美知恵君。

○議員（9番 吉原 美知恵君） この陳情の審査ですけども、まず大前提は陳情の審査であります。で、この陳情は、中身は参加断念を求める意見書の提出を求める陳情でありました。ですので、委員会としてはまず、この陳情の意見書を本当に提出ができるのか、そのへんの話から始まりました。ですからTPP賛成か反対かの討論というよりは、意見書の、この陳情に対して賛成か反対かという議論をまず委員会でいたしております。そして、この時期に関してですけれども、明日にはもう政府としては、ああ、15日、今日参加表明をされるとしております。

3月12日にはですね、全国農業協同組合中央会などが主催いたしましたTPP交渉参加反対集会に、石破茂幹事長が出席されておられます。ハチマキはしておりませんでした。それでですね、その中に守るべき正義、農業保護の姿勢をきちんと表明しておられます。たとえば米、乳製品、砂糖、牛肉をはじめとする品目は必ず死守されなければいけない、というふうに条件が変わってきております。今に至ってはですね、いろいろ問題はあります。先ほどから議員さんが言われましたように、食の安全も大変問題であります。食の安全に関しても、遺伝子組み換え食品については表示するとか、そう

いうふうに一生懸命政府のほうも考えておられますので、今に至っては、守られるべき聖域について、議論を深める時期と考えます。以上のことから私たち委員会については、この陳情に対して不採択ということになりました。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（1番 竹口 大紀君） 議長。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に賛成者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ありませんか。次に、原案に反対者の討論を許します。

○議長（1番 竹口 大紀君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 竹口 大紀君。

○議長（1番 竹口 大紀君） 原案に反対の立場で討論させていただきます。

まずですね、先ほどご覧いただいたように、質疑でも様々な質疑がありました。しかしね、TPP交渉参加反対派の方っていうのはね、非常に不安をあおりすぎ、不安をあおるのが上手だなというふうに聞いておりましたけれども、農業にしても自動車産業にしても、まあ医療制度、食品表示、不安要素がいっぱいあるというふうに質疑でも討論されましたけれど、まだこれ内容、全然決まってないんですよ。この内容を今から交渉しましょうと、全く一切なしだったら交渉する必要ないですよ。それぞれの国の立場でどういったものを関税残しましょうとか、あるいは関税撤廃までの時間をなるべく長くしてくださいとか、いうことを交渉していくんです。これからが交渉していくときなんです。

TPPの参加、TPPに入るということ自体がいい悪いは別として、交渉参加することがいいか悪いかの話なんで、私は交渉参加すべきだと思いますし、交渉しただい内容が良くも悪くもなる、だからこそ今交渉しましょうと、言ってるんです。

日本人は、海外から来るものにね、いつも不安を覚えるわけですけども、今は東からTPPの圧力がやってきて、西からはPM2.5がやってきて、とても不安な気持ちは分かるんですけども、交渉してよくなるのはTPP、交渉しても良くなるのはPM2.5です。これ一緒に考えたらだめです。まず交渉することが大事だというふうに思います。万が一、交渉内容で、TPP参加することが良くないなという判断になれば、国会で否決すれば、独立主権国家ですから、これ協定としては意味がないわけですよ。ですので、まず参加をしてどういう内容に、交渉に参加してどういう内容になるのか、という議論を進めていくべきだというふうに考えます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2

号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。休憩します。

午後0時2分 休憩

---

午後1時 再開

日程第45 陳情第3号～日程第46 陳情第4号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第45、陳情第3号 年金2.5%の削減中止を求める陳情から、日程第46、陳情第4号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」の意見書提出を国に求める陳情書まで計2件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、岡田 聰君。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第3号及び陳情第4号の2件について教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成25年3月8日。審査人数は欠席1名の5名でございます。

陳情第3号 年金2.5%の削減中止を求める陳情、消費者物価指数に応じて給付水準を調整する物価スライドが、デフレ状態が10年以上続いているにもかかわらず行われていないため、消費者物価指数下落と年金との差が2.5%に拡大しております。

世代間の不公平感を緩和し、安定した持続可能な制度にしていくためにも、年金2.5%削減は必要であります。

採決の結果、採択1人、不採択3人で不採択と決しました。

陳情第4号 「生活保護基準の引き下げをしないこと」の意見書提出を国に求める陳情書、収入の逆転現象をなくす生活保護基準の見直しと併せ、不正受給対策の徹底や医療扶助の適正化、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援などの生活保護制度の見直しに総合的に取り組むとしています。引き下げはやむを得ないと考えます。

採決の結果、採択1人、不採択3人で不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから陳情第3号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。賛成討論。

○議長（野口 俊明君） まず原案に賛成者の討論を許します。

○議員（3番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） 年金2.5%削減中止を求める陳情に賛成の立場で討論をします。

今年の10月から3年間で、年金を2.5%削減するこの法律ですけれども、去年の衆議院解散の日にほとんど審議されることなく成立した曰くつきのものであります。

物価スライド特例水準の解消を理由にしていますけれども、これは10年ほど前に消費者物価指数が下がったときに高齢者の生活を守るために年金を据え置いた措置であります。それを今になって、しかも当時よりも高齢者の生活が厳しくなっている現在において年金を引き下げる理由はないと思います。

高齢者はお金を持っているという議論もありますが、一部の人たちはそうであるかもしれないけれども、多くの高齢者、取り分け国民年金の受給者はわずかの年金で節約しながら生活しているというのが、実態だろうと思います。

また一人の高齢者を支える現役世代の人数が少なくなってきたという議論は、世代間の対立をあおるもので後ろ向きの議論になりかねません。

この2.5%の年金引下げは、地域経済にも大きな影響を与えるということ、私も驚きでしたですけれども、陳情者が示しておられますが、皆さん資料のなかにあって見られたと思いますけれども、2.5%削減になると、大山町の高齢者全体から1億8,000万円のお金がなくなるということだそうです。これは大山町の経済に大きな悪影響を与え、町の税収減にもつながるといふそういう問題も発生してきます。

このような点を考えれば、10月からの年金2.5%の削減中止を求める陳情は採択すべきと考えます。以上賛成討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 杉谷 洋一君。

○議員（4番 杉谷 洋一君） 教民の委員会のなかではですね、大変な議論をしてきました。そこでまだ足らずここでもやろうというふうに思います。皆さんよろしくお願ひします。

私はですね、この年々年金生活者の医療介護負担増が日々の暮らしに重くのしかかってきてはいます。まあ年金の引き上げが年金生活者にとって切なる願ひであることは私

は大変よく理解できます。

私自身も年金をいただいております。少ないより大森さんが言ってくれるように1円でも多いほうにこしたことはありません。

そもそもこの制度は、消費者物価に応じて、給付水準を調整する物価スライド制がとられ、年金の実質価値が目減りしないように作られたしくみです。物価スライド制を維持することで、将来にわたって安定した持続可能な制度となると考えます。

しかし、デフレが続いたこの10年間、年金受給者の反対を恐れた時の政権は、何度も年金水準を、引き下げを見送ってきました。その結果、本来の数字より2.5%も高い特例水準となってきています。日本の年金制度は保険料を加入者本人のために積み立てる修正積み立て方式ではなくして、現役世代が支払う保険料を年金受給者に使う完全負荷方式となっています。現在、平均寿命の伸長で、年金受給者の先ほど大森さんが言われたように増大もしてきます。また現役世代がですね、大変少なくなってきております。ますます今後現役世代の負担は増え続けると思います。

そこで、世代間の不公平を緩和して、持続可能な年金制度を正しく運用しなければ、年金制度の私は崩壊につながるかと思えます。また国民が安心して老後を暮せるように、公的年金制度の全般に渡る抜本的な改革は必要かと思えます。

まあ大森さんは大変不安感をあおられますけど、そうそう心配することはありません。以上のことによって、原案に反対します。以上です。よろしくお願いします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

---

○議長（野口 俊明君） これから陳情第4号「生活保護基準の引き下げをしないこと」の意見書提出を国に求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。賛成討論。

○議長（野口 俊明君） まず原案に賛成者の討論を許します。

○議員（3 番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大森 正治君。

○議員（3 番 大森 正治君） 生活保護基準の引き下げをしないことの意見書提出を国に求める陳情に賛成の立場で討論します。

この生活保護基準の引き下げ、すなわち生活保護費削減ですけれども、この問題に関しては、私も一般質問でも取り上げたわけですが、安倍政権は社会保障削減の一環として、新年度からの生活保護費の大幅な削減を計画しています。その理由として不正受給があるとか、物価の下落分を下げるとか、低所得世帯の消費水準よりも高いからとか、そういうことを口実にしております。

しかし、今回の生活保護基準の引き下げには道理がないと思います。戦後生活保護基準が下がったのは、2003 年の 0.9%とそして翌年の 2004 年の 0.2%だけです。それに比べて今回の削減というのは、生活扶助費を 3 年間で 7.3%、額にして 740 億円という過去に例のない大幅カットであります。実に生活保護世帯の 96%もがこの削減の対象になるということです。都市部の 30 代の母と子、一人世帯で月 9,000 円の減になるそうですし、20 ないし 40 代単身世帯では、4,000 円の減となるそうです。これはほぼ 1 週間分の生活費が削られることになると言われていています。これでは貧困に追い打ちをかけてしまうこととなります。

またさらに問題があります。生活保護基準の引き下げは、これに連動している国や自治体のさまざまな制度に大きな影響を及ぼすということでもあります。例えば就学援助、保育料、最低賃金、住民税の非課税限度額、国保税や介護保険料の減免制度など生活保護基準の引き下げによって負担が増えていたり、制度が利用できなくなったりする人がたくさん出ることとなります。憲法 25 条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しております。だから、今回のような貧困の格差をさらに広げ、多くの国民の生活に深刻な影響を及ぼす生活保護基準の引き下げは、止めるべきであると考えます。生活保護費を正当に受給している方々に心を寄せるならばこの陳情は採択すべきと考えます。以上賛成討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。

○議員（4 番 杉谷 洋一君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 杉谷 洋一君。

○議員（4 番 杉谷 洋一君） またまた登場いたしました。私はですね、原案に反対の討論させていただきます。

生活保護を受けている人は、昨年 12 月の時点で全国で 215 万人を超え、8 カ月連続で過去最多を更新しております。その中には、高齢者の受給者も増え続けております。

また、雇用環境は、以前として厳しく歯止めがかからないのも原因となっていると考

えます。一方、生活保護世帯と一般の低所得世帯の生活費を比較検討する厚生労働省の社会保障審議会の基準部会で夫婦と子供2人の4人世帯で生活保護の支給額が低い所得世帯の生活費上回る逆転現象が報告もされております。それからまた不正受給者も年々増えてきています。

国の生活保護法の改正で、支援が必要な人に確実な保護を実施するという考え方を維持しながら見直しを検討して国も検討しています。

また、生活困窮者が生活保護に至る前の就労、自立支援策の強化をはかるための新法を検討されています。さらに生活保護者基準の見直しで、激減緩和措置の実施や生活保護制度及び生活困窮者施策に係る予算も国も計上しております。国民の信頼に答えた生活保護制度が構築されています。引下げにはやむを得ないと私は思います。よって原案に反対いたします。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

---

#### 日程第47 発議案第2号

○議長（野口 俊明君） 日程第47、発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長、足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立 敏雄君） はい、議長。

発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、これの提案理由のご説明をいたします。

本案は、現在、特別委員会として設置しております、議会広報調査特別委員会を、その活動が定例会終了後に定期的かつ継続的に「議会だより」を発行していること、委員会を定例的に開催している現状、鳥取県内の他の町村議会での常任委員会化の状況を踏まえ、議会で協議した結果、広報常任委員会として設置することに合意に達しましたので、その設置、及び委員の数を6人とすること、議会だよりの編集・発行などの、所管の業務の内容を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。



また、併せて、議会運営委員会の委員の数についても、次期から議員定数が3名減の16名となること、広報常任委員会の設置により、常任委員長の数が現在の3人から4人に増えることなどを総合的に考慮し、現行の各委員会から委員長プラス1名の2名を出しておる議会運営委員会をですね、各委員会から1人プラス全体での議会運営委員を1名出すという形にし、現行6人の数を来期から5人とし、1人減とする改正も同時に行うものであります。

なお、附則のとおり、この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示された一般選挙により選出される議員の任期初日から適用となります。今回の改選の初日から適用になるということでございます。

以上で、発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を終わります。

なお、付け加えておきますけれども、今回たまたまではありますが、時期がたまたまではありますが、この広報調査特別委員会が日本で2位になって表彰されましたことを付け加えて常任委員会化するためのまあ一つの要因でもあったということをお知らせしておきます。以上です。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第48 大山恵みの里構想調査特別委員会の調査報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第48、大山恵みの里構想調査特別委員会の調査報告についてを議題にいたします。調査結果の報告を求めます。大山恵みの里構想調査特別委員長 鹿島 功君。

○大山恵みの里構想調査特別委員長（鹿島 功君） はい。

大山恵みの里構想調査特別委員会は、平成24年3月6日に設置されて以来、8回の委

員会を開催し、大山恵みの里づくり計画の策定に至る経緯、計画の基本理念、計画の実現に必要な組織の役割、計画の達成に必要な施策の概要、計画の進捗状況、今後のあり方等について、検証と調査研究をしてみました。

25年3月13日に開催の委員会において、その総括を行いましたので、今日その概要を議長に報告して、この特別委員会に与えられました任務を完了しようと思います。

それでは、お手元にお配りしています報告書を朗読し、報告に代えさせていただきます。

大山恵みの里構想調査特別委員会報告書、ということで、平成25年3月15日、大山町議会議長 野口俊明様、大山恵みの里構想調査特別委員会委員長 鹿島 功。

大山恵みの里構想調査特別委員会は、議員18人を委員として、平成24年3月6日に設置された。以来8回の会議を開催し、大山恵みの里づくり計画（以下「計画」という。）策定に至る経緯、計画の基本理念、計画の実現に必要な組織の役割、計画の達成に必要な施策の概要、計画の進捗状況、今後のあり方等について、検証と調査研究をしてみました。

これまでの調査・研究を踏まえ、3月13日に計画の成果と今後の課題等について、下記のとおり総括を行いましたので、このことを報告し、当特別委員会の調査を終了いたします。

記、1. この計画は、大山から日本海までの豊かな自然環境、恵まれた農林水産業の生産環境や観光交流環境、さらには大山に抱かれて培われた歴史や暮らしの文化等を大山の恵みと位置づけ、大山町の貴重な地域資源やこれまでの取り組みを集結し、「自然の恵み」「歴史・文化の恵み」「人・心の恵み」「農と食の恵み」を活かし、高めながらまちづくりに取り組み、「大山をシンボルとする観光地域づくりによる産業・雇用・所得の活性化」を究極的な目標として、平成18年10月に策定された。

その崇高な理念は、この計画の実現に必要な組織づくり、財団法人大山恵みの里公社（以下「公社」という。）、新大山町観光協会の設立へと繋がり、以降も目標達成のための施策の実施により、その夢は確実に拡がりつつある。

計画は順調に実現されていると感じる一方で、その運用において、趣旨と異なる事業展開が行われたことにより、議会紛糾の要因となる案件もあったこと、あるいは一部遅延している事業もあることから、敢えて次の意見を付して、問題提起を行う。

(1) 公社の大きな事業の柱のひとつに、大山の農畜水産物の開発や販路の開拓があるが、農産物の高付加価値化や、農家所得の向上、地産地消の拡大において、目標に達していない点もあり、公社の運営や収益性の点で、大きな課題を残している。

公社は、計画の理念や、公社の設立目的をよく認識し、所期の役割、機能、目標を十分に達成されたい。

(2) 計画の具現化に向け、観光交流に必要なインフラ整備は重要な役割を受持つ。とり

わけ夕陽の丘神田への誘客において、中央観光交流軸の核となる道路整備は、喫緊の課題であるものの、一向に進展をみせていないので、整備の時期、方向性について、早急に明示されたい。

以上で、大山恵みの里構想調査特別委員会の調査報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） ただ今の委員長報告に対して、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、以上で大山恵みの里構想調査特別委員会の調査報告を終わります。

---

#### 日程第 49 閉会中の継続審査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 49、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題にします。

総務常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しています申出書のとおり、平成 24 年陳情第 11 号 島根原発 1 号機・2 号機の再稼働反対と 3 号機の建設凍結を求める陳情書について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、平成 24 年陳情第 11 号について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、平成 24 年陳情第 11 号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 50 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 50、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 51 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 51、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを

議題にします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 52 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 52、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 53 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 53、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。平成 25 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午後 1 時 33 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 大森 正治

署名議員 杉谷 洋一